

## 平成24年第2回帯広市公営企業経営審議会 議事録要旨

日 時 : 平成24年8月30日(木)午前10時

場 所 : 帯広市役所10階第5B会議室

### < 審議事項 >

#### (1) 地域主権改革一括法の施行に伴う関係基準について

水道法に基づく「技術者により監督をさせる工事の範囲、水道布設工事監督者の資格、水道技術管理者の資格」に関する基準案  
下水道法に基づく「公共下水道の構造」に関する基準案

委員

専門的な内容にもかかわらず基準案についてパブリックコメントを実施する目的は、帯広市としてパブリックコメントを求めるもの、そうでないものの整理を行うべきでは。

事務局

パブリックコメントを通じて、水道事業を行う際に必要な資格について市民のみなさんに知っていただくということと、みなさんから意見をいただき事業内容を改めて振り返り検討するために行います。

委員

布設工事監督者の人員について。

事務局

現在、帯広市が行う工事に監督するために十分な人員は確保できていますが、時代の流れとともに人員が減っていくことも考えられるので、将来についても確保できるように努めてまいります。

委員

帯広市の基準案は全て国の基準どおりだが、具体的に何が変わるのか。

事務局

基準案では国の基準どおりとなっていますが、今後は市の条例に権限が委ねられたことで、様々な状況に応じて見直すことができるということです。そういった手続きを踏みながら少しずつ分権の形にもっていきたいと考えております。

委員

パブリックコメントの周知方法について。

事務局

ホームページ、広報おびひろ10月号での周知を考えています。また、報道機関の方にもご協力をいただき周知します。

< 報告事項 >

( 1 ) 水道バックアップ契約の締結状況について

委員

水道バックアップ契約について、他自治体への影響等はあるか。

事務局

全国初めての取り組みということで日本水道協会などからも興味を持たれています。他自治体からも様々な問い合わせがきております。

< その他 >

委員

北海道水資源の保全に関する条例について、水資源保全地域の指定に帯広市は手をあげていないが、必要がないということか。

事務局

北海道の条例について、取水地を保全するために一定の範囲の中で守っていかねばならないということであれば報告する、という内容のものでありますが、帯広市の水源のうち稲田浄水場の水源については周辺を農地に囲まれており、地下水に影響を及ぼすほど取水されないため提案しておりません。十勝中部広域水道企業団の水源地については、札内川ダムで貯留しているため条例に該当するような心配がないので提案しておりません。

( 十勝中部広域水道企業団の取水地点上流は「日高山脈襟裳国定公園」内にあり、周辺地域がすでに保全対象となっているため、水源保全地域として提案しておりません。)